

概要版

北九州市
ひとり親家庭等
実態調査報告書

令和3年度

北九州市子ども家庭局

はじめに

この報告書は、令和3年11月に実施いたしました「北九州市ひとり親家庭等実態調査」の結果をまとめたものです。

近年、母子・父子家庭及び寡婦を取り巻く社会・経済状況は、家族形態の多様化などにより大きく変化しています。このような状況のなか、母子・父子家庭及び寡婦の生活実態やニーズを把握し、今後の福祉施策をより効果的に進めるため、この度調査を実施いたしました。

この報告書が、関係者をはじめ多くの方々に広く活用され、母子・父子家庭及び寡婦の福祉の向上に役立てば幸いです。

最後に、今回の調査の実施にあたりご協力いただきました、母子・父子家庭及び寡婦のみなさま、ならびに日頃から本市の福祉行政にご理解・ご協力を頂いています方々に対し、心より感謝申し上げます。

令和4年3月

北九州市子ども家庭局

目次

I. 調査の概要	1
II. 調査結果の概要	4
1. 世帯数と子どもの数の動向	4
2. 世帯の状況	6
3. ひとり親家庭等になった当時の状況	8
4. 仕事の状況	12
5. 住宅の状況	15
6. 生計の状況	16
7. 新型コロナウイルス感染症による影響について	17
8. 健康状態	18
9. 子どもの状況	19
10. 生活状況	21
11. 公的機関や制度の利用状況	24
12. 行政機関に対する要望	25

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、北九州市内における「母子家庭」「父子家庭」及び「寡婦」の日常生活の状況や要望を把握し、今後の福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施している。

2. 調査の方法、手順

(1) 調査対象世帯

住民基本台帳で「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」と推測される世帯。

(2) 標本数

母子家庭	3,750世帯	
父子家庭	1,250世帯	
寡婦	1,000世帯	合計6,000世帯

(3) 調査基準日と調査期間

令和3年11月1日を調査基準日とし、令和3年10月27日～11月15日までに調査票の配布、回収を行った。

(4) 調査票の配布、回収方法

調査票の配布、回収ともに郵送法で行った。

(5) 主な調査項目

主な調査項目は次の通り。

① 母子家庭・父子家庭

世帯の状況、母子家庭・父子家庭になった当時の状況、仕事の状況、住宅の状況、生計の状況、健康状態、子どもの状況、生活状況、制度等の利用状況及び行政に対する要望等

② 寡婦

世帯の状況、仕事の状況、住宅の状況、生計の状況、健康状態、生活状況、制度等の利用状況及び行政に対する要望等

3. 実施主体、実施機関

実施主体 北九州市（子ども家庭局子育て支援部子育て支援課）

実施機関 株式会社サーベイリサーチセンター九州事務所

4. 調査票の回収結果

母子家庭は配布数3,750票のうち、回収数は1,409票で、このうち該当世帯で調査完了（有効回答）数は1,231票、有効回収率は32.8%である。父子家庭では、配布数1,250票のうち、回収数は452票で、該当世帯かつ有効回答数は388票で、有効回収率は31.0%となった。寡婦は配布数1,000票のうち、回収数は382票で、このうち該当世帯かつ有効回答数は211票で有効回収率は21.1%である。

表 I - 1 調査票の回収結果

	実数（票）			構成比（%）		
	母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
配布	3,750	1,250	1,000	100.0	100.0	100.0
回収	1,409	452	382	37.6	36.2	38.2
該当世帯	1,233	388	212	32.9	31.0	21.2
調査完了	1,231	388	211	32.8	31.0	21.1
記入不完全	2	-	1	0.1	-	0.1
非該当世帯	176	64	170	4.7	5.1	17.0
宛先不明	14	5	2	0.4	0.4	0.2
未回収	2,327	793	616	62.1	63.4	61.6

5. 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

北九州市における調査対象世帯数は、調査結果から「母子家庭」13,897世帯、「父子家庭」1,782世帯、「寡婦」13,151世帯と推計され、総世帯数に対する割合（出現率）は「母子家庭」3.18%、「父子家庭」が0.41%、「寡婦」が3.01%となっている。

表 I - 2 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

	総世帯数	世帯数（世帯）			出現率（%）		
		母子家庭	父子家庭	寡婦	母子家庭	父子家庭	寡婦
計	436,956	13,897	1,782	13,151	3.18	0.41	3.01
門司区	43,002	1,366	172	1,069	3.18	0.40	2.49
小倉北区	96,751	3,075	422	3,122	3.18	0.44	3.23
小倉南区	91,821	2,940	393	2,675	3.20	0.43	2.91
若松区	33,765	1,095	118	1,135	3.24	0.35	3.36
八幡東区	30,247	913	123	400	3.02	0.41	1.32
八幡西区	112,974	3,580	438	3,827	3.17	0.39	3.39
戸畑区	28,396	928	116	923	3.27	0.41	3.25

6. 集計結果利用上の注意

- 集計・分析の対象とした標本数は「母子家庭」が1,231、「父子家庭」が388、「寡婦」が211となっている。
- 集計結果は原則として標本数を基数にした百分比（%）で表示している。それ以外のときはそれぞれ単位を明記している。
- 端数処理をしていないので、推計値、構成比などの表面上の計が若干合わないことがある。
- 「-」は調査項目にあるが該当する数値のないもの、数表上の「…」及びグラフ上の「*」は調査項目にないもの、「0.0」は単位未満のものを示している。
- 設問によっては前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して続けて行った設問もあり、この場合の回答者は設問回答の該当者のみである。
- 図中に示す「N」は、比率算出上の基数となる標本数を示している。
- 文中の選択肢の表記は「 」で行い、選択肢のうち、二つ以上のものを合計して表す場合は『 』としている。

7. 調査対象世帯の定義

(1) 母子家庭

現に20歳未満の子ども（養子、継子を含む）を扶養する「配偶者のない女子と子どもからなる世帯」とし、配偶者のない理由は次のとおりとした。また、母子以外に同居家族があっても、これを満たせば母子家庭としている。

ただし、「配偶者」とは婚姻の届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むものとし、この場合は調査の対象から除外している。

【死別】 配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていないもの

【離婚】 離婚した女子であって、現に婚姻をしていないもの

【生死不明】 配偶者の生死が明らかでない女子

【遺棄】 配偶者から遺棄されている女子

【重度障害】 配偶者が精神または身体の障害により、長期（1年以上）にわたって労働能力を失っている女子

【長期拘禁】 配偶者が法令により長期（1年以上）にわたって拘禁されているために、その扶養を受けることができない女子

【未婚の母】 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの

(2) 父子家庭

現に20歳未満の子ども（養子、継子を含む）を扶養する「配偶者のない男子と子どもからなる世帯」とし、配偶者のない理由は母子家庭に準拠するものとした。また、父子以外に同居家族があっても、これを満たせば父子家庭としている。

ただし、「配偶者」とは婚姻の届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むものとし、この場合は調査の対象から除外している。

(3) 寡婦

配偶者のない女子と20歳以上の子どもからなる世帯、配偶者のない40歳以上65歳未満の女子のみの世帯とし、配偶者のない理由は母子家庭に準拠するものとしている。

1. 世帯数と子どもの数の動向

(1) 世帯数の動向

北九州市の令和3年11月1日のひとり親家庭等の世帯数は、母子家庭が13,897世帯、父子家庭が1,782世帯、寡婦が13,151世帯となっている。

総世帯数に占める割合（出現率）は、母子家庭が3.18%、父子家庭が0.41%、寡婦が3.01%となっている。

表II-1 母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯数と出現率

	母子・父子の合計		母子家庭		父子家庭		寡婦	
	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
令和3年	15,679	3.59	13,897	3.18	1,782	0.41	13,151	3.01
平成28年	17,030	3.98	14,078	3.44	2,322	0.54	26,030	6.08
平成23年	17,962	4.24	15,733	3.71	2,229	0.53	36,527	8.62
平成18年	17,566	4.19	15,120	3.61	2,446	0.58	35,864	8.57
平成13年	17,248	4.19	14,474	3.52	2,774	0.67
平成8年	14,310	3.65	11,810	3.01	2,500	0.64
平成3年	12,590	3.40	10,580	2.86	2,010	0.54

(2) 理由別世帯数の動向

理由別世帯数をみると、母子家庭は離婚などの『生別』によるものが12,870世帯で最も多く、92.6%を占めている。次いで、「死別」は700世帯となっている。

父子家庭では、「生別」が1,346世帯（75.5%）、「死別」は390世帯（21.9%）となっており、「生別」が「死別」を大きく上回っているものの、母子家庭と比べて「死別」の割合が高くなっている。

寡婦では、「生別」が8,476世帯（64.5%）、「死別」が4,176世帯（31.8%）となっており、「死別」が3割を超えている。

表II-2 母子家庭、父子家庭、寡婦の理由別世帯数

	母子家庭				父子家庭				寡婦家庭				かつて母子家庭ではなかった
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明	
令和3年 (構成比)	13,897 100.0	700 5.0	12,870 92.6	327 2.4	1,782 100.0	390 21.9	1,346 75.5	46 2.6	13,151 100.0	4,176 31.8	8,476 64.5	312 2.4	187 1.4
平成28年 (構成比)	14,708 100.0	797 5.4	13,638 92.7	273 1.9	2,322 100.0	509 21.9	1,760 75.8	53 2.3	26,030 100.0	8,801 33.8	14,378 55.2	1,611 6.2	1,240 4.8
平成23年 (構成比)	15,733 100.0	1,127 7.2	14,492 92.1	114 0.7	2,229 100.0	367 16.5	1,842 82.6	20 0.9	36,527 100.0	14,191 38.9	19,251 52.7	1,357 3.7	1,728 4.7
平成18年 (構成比)	15,120 100.0	1,311 8.7	13,650 90.3	159 1.1	2,446 100.0	448 18.3	1,991 81.4	7 0.3	35,864 100.0	15,834 44.2	15,643 43.6	381 1.1	4,006 11.2
平成13年 (構成比)	14,474 100.0	1,591 11.0	12,873 88.9	10 0.1	2,774 100.0	551 19.9	2,223 80.1	-
平成8年 (構成比)	11,810 100.0	1,630 13.8	9,970 84.4	210 1.8	2,500 100.0	620 24.8	1,820 72.8	60 2.4

(3) 子どもの数

ひとり親家庭の20歳未満の子どもの数は、母子家庭の子どもが14,140人、父子家庭の子どもが2,430人で、合わせて16,570人となっている。

就学状況別の子どもの数は、「義務教育終了後」が5,870人と最も多く、次いで「小学生」が4,740人、「未就学児」が3,480人、「中学生」が2,480人となっている。

表II-3 母子家庭、父子家庭の子どもの数と出現率

	総計		母子家庭		父子家庭	
	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)
計	16,570	11.07	14,140	9.45	2,430	1.62
未就学児	3,480	7.40	3,210	6.83	270	0.57
小学生	4,740	10.09	4,020	8.56	720	1.53
中学生	2,480	9.96	2,020	8.11	460	1.85
義務教育後	5,870	19.04	4,890	15.86	980	3.18
平成28年	25,640	...	22,160	...	3,480	...
平成23年	28,240	...	24,800	...	3,440	...
平成18年	27,380	...	23,620	...	3,760	...
平成13年	27,360	...	22,850	...	4,510	...

※出現率算定の基礎となる小学生、中学生の児童・生徒数は、令和3年5月1日現在。(県学校基本調査)
※その他は、令和3年5月1日現在の年齢別人口による。(総務省統計局)

2. 世帯の状況

(1) 母親、父親、寡婦の年齢

母子家庭の母親の年齢は、「40～44歳」(20.7%)の割合が最も高く、次いで「45～49歳」(20.5%)、「35～39歳」(16.7%)、「50～54歳」(13.6%)と続いており『30～49歳』(69.9%)が約7割を占めている。

父子家庭の父親の年齢は、「45～49歳」(24.5%)の割合が最も高く、次いで「40～44歳」(19.8%)、「50～54歳」(17.5%)、「35～39歳」「55～59歳」(いずれも10.6%)となっており、『35～54歳』が72.4%を占めている。母親に比べて父親の年齢が若干高くなっている。

寡婦の年齢は、「55～59歳」(18.5%)の割合が最も高く、次いで「60～64歳」(17.1%)、「50～54歳」(16.6%)となっており『50～64歳』が52.2%を占めている。

表Ⅱ-4 母親、父親、寡婦の年齢 (%)

	標本数	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	無回答
母子家庭	1,231	-	3.0	7.5	12.0	16.7	20.7	20.5	13.6	3.2	0.9	1.9
父子家庭	388	-	1.5	2.1	5.4	10.6	19.8	24.5	17.5	10.6	5.9	2.1

	標本数	39歳以下	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	無回答
寡婦	211	0.5	1.4	10.0	16.6	18.5	17.1	10.9	8.5	5.2	11.4	-

(2) 世帯人員

世帯人員は、母子家庭は「2人」が64.7%と最も高く、次いで「4人」(13.3%)、「3人」(11.3%)で、平均世帯人員は2.6人となっている。

父子家庭でも「2人」が37.1%と最も高く、次いで「3人」(27.1%)、「4人」(17.8%)で、平均世帯人員は3.1人となっており、母子家庭との差は0.5ポイントとなっている。

表Ⅱ-5 世帯人員 (%)

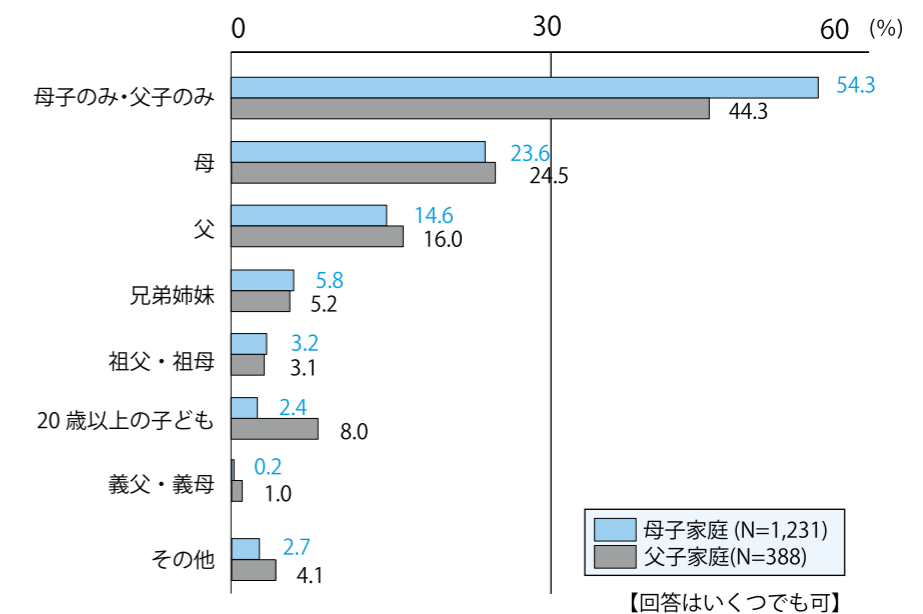
	標本数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	無回答	平均(人)
母子家庭	1,231	64.7	11.3	13.3	4.5	0.8	0.5	0.2	4.7	2.6
父子家庭	388	37.1	27.1	17.8	5.4	2.1	2.6	0.5	7.5	3.1

(3) 同居家族

同居家族をみると、母親と20歳未満の子どものみの母子家庭は54.3%で、他に同居家族のいる母子家庭は「母(子からみて祖母)」が23.6%、「父(子からみて祖父)」が14.6%となっている。

父親と20歳未満の子どものみの父子家庭は44.3%で、他に同居家族のいる父子家庭は、「母(子からみて祖母)」が24.5%、「父(子からみて祖父)」が16.0%を占めている。

図Ⅱ-1 20歳未満の子ども以外の同居家族【複数回答】



3. ひとり親家庭等になった当時の状況

(1) ひとり親家庭等になった理由

母子家庭になった理由では、「協議離婚」「調停離婚」「審判離婚」「裁判離婚」を合わせた『離婚』が73.6%で最も割合が高く、「未婚の母」14.5%、「死別」が5.0%となっている。

父子家庭の場合も『離婚』の割合が69.9%で最も高く、「死別」は21.9%で母子家庭を上回っている。

表II-6 ひとり親家庭等になった理由 (%)

	標本数	死別	協議離婚	調停離婚	審判離婚	裁判離婚	遺棄	行方不明	未婚の母・父	かつて母子家庭ではなかった	その他	無回答
母子家庭	1,231	5.0	57.8	13.5	0.3	2.0	0.5	0.5	14.5	...	3.9	1.9
父子家庭	388	21.9	58.8	9.0	0.3	1.8	2.1	0.8	1.5	...	2.1	1.8
寡婦	211	31.8	61.6			-	0.5	0.9	1.4	1.9	1.9	

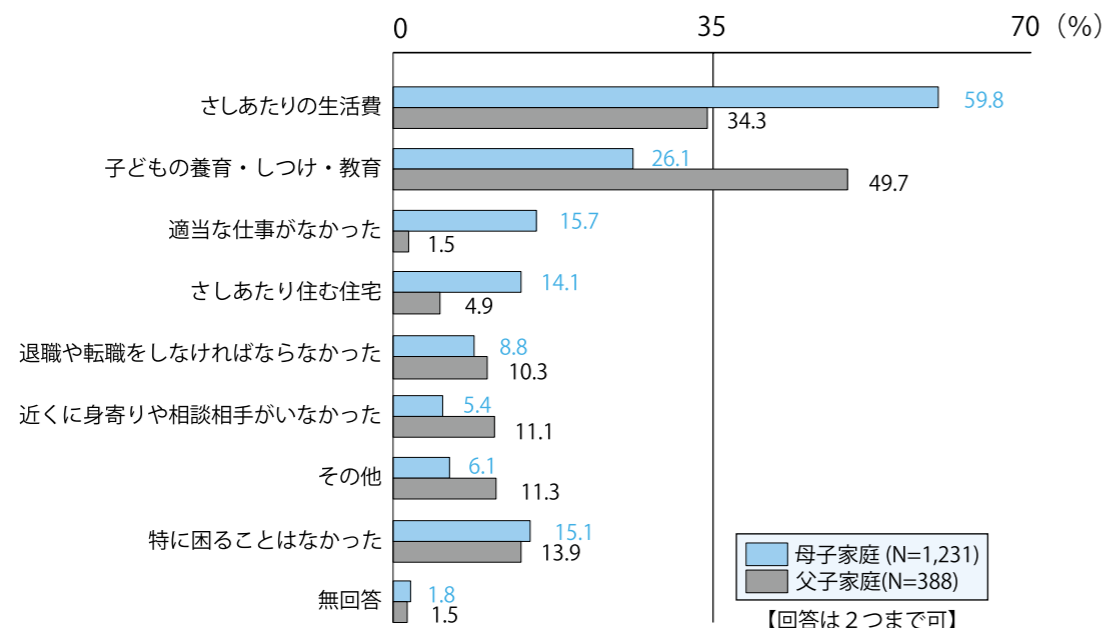
※寡婦の死別：「病死」・「交通事故死」・「その他の死別」をあわせた数値

(2) ひとり親家庭になった当時困ったこと

母子家庭になった当時困ったことは、「さしあたる生活費」が59.8%で最も割合が高く、次いで「子どもの養育・しつけ・教育」が26.1%、「適当な仕事になかった」が15.7%、「さしあたり住む住宅」が14.1%で続いている。

父子家庭の場合は、「子どもの養育・しつけ・教育」が49.7%で最も割合が高く、次いで「さしあたる生活費」が34.3%、「近くに身寄りや相談相手がいなかった」が11.1%で続いている。

図II-2 ひとり親家庭になった当時困ったこと【複数回答】



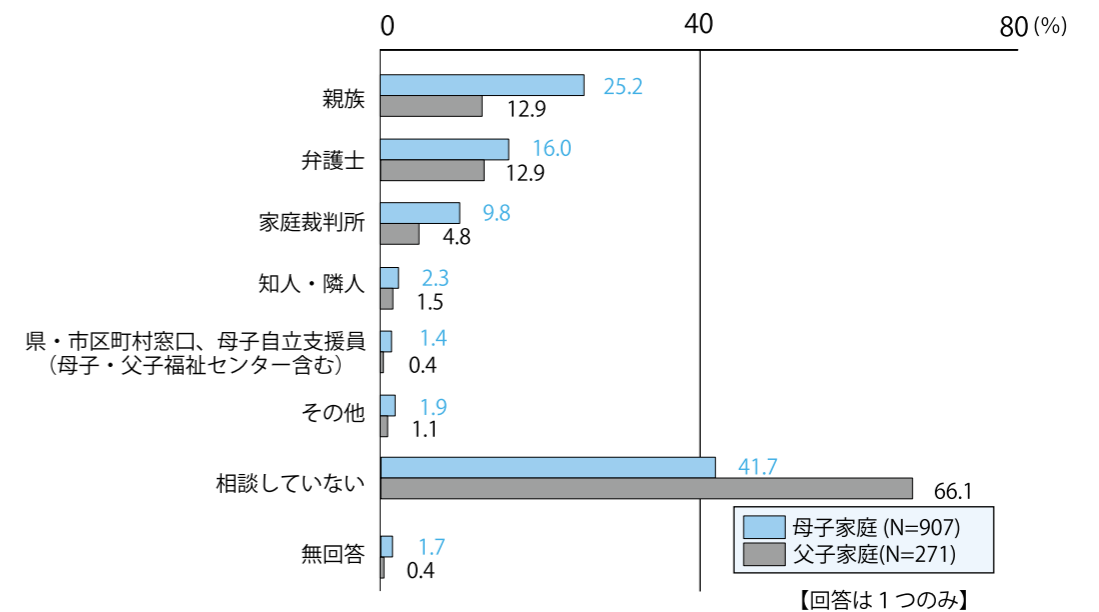
(3) 子どもの養育費の取り決め、受給状況

(ア) 養育費についての相談相手

母子家庭、父子家庭となった理由が離婚の場合、子どもの養育費のことを相談していない割合が高く、母子家庭で41.7%、父子家庭では66.1%にのぼる。

相談相手として最も割合が高いのは、母子家庭では「親族」、父子家庭では「親族」「弁護士」が同率となっている。

図II-3 養育費についての相談相手

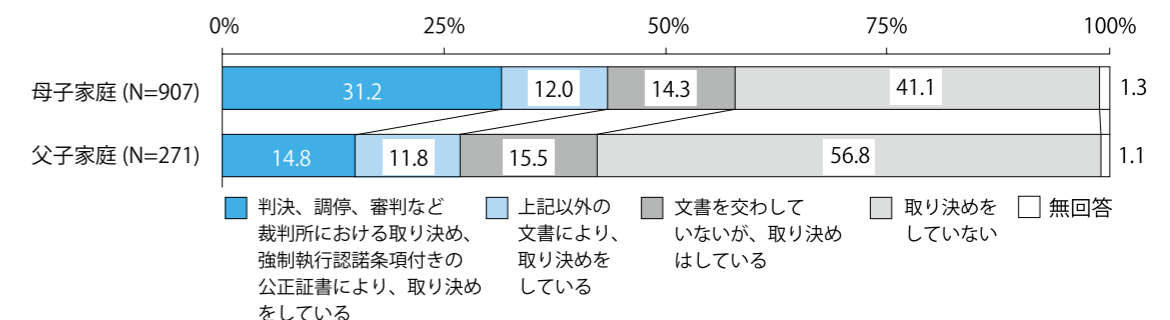


(イ) 養育費の取り決め

母子家庭では、養育費について「判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書により、取り決めをしている」が31.2%、「上記以外の文書により、取り決めをしている」が12.0%、「文書を交わしていないが、取り決めはしている」が14.3%となっており、全体の57.5%が養育費の取り決めを行っている。

父子家庭では、「判決、調停、審判など裁判所における取り決め、強制執行認諾条項付きの公正証書により、取り決めをしている」が14.8%、「上記以外の文書により、取り決めをしている」が11.8%、「文書を交わしていないが、取り決めはしている」が15.5%となっており、全体の42.1%が養育費の取り決めを行っている。

図II-4 養育費の取り決め

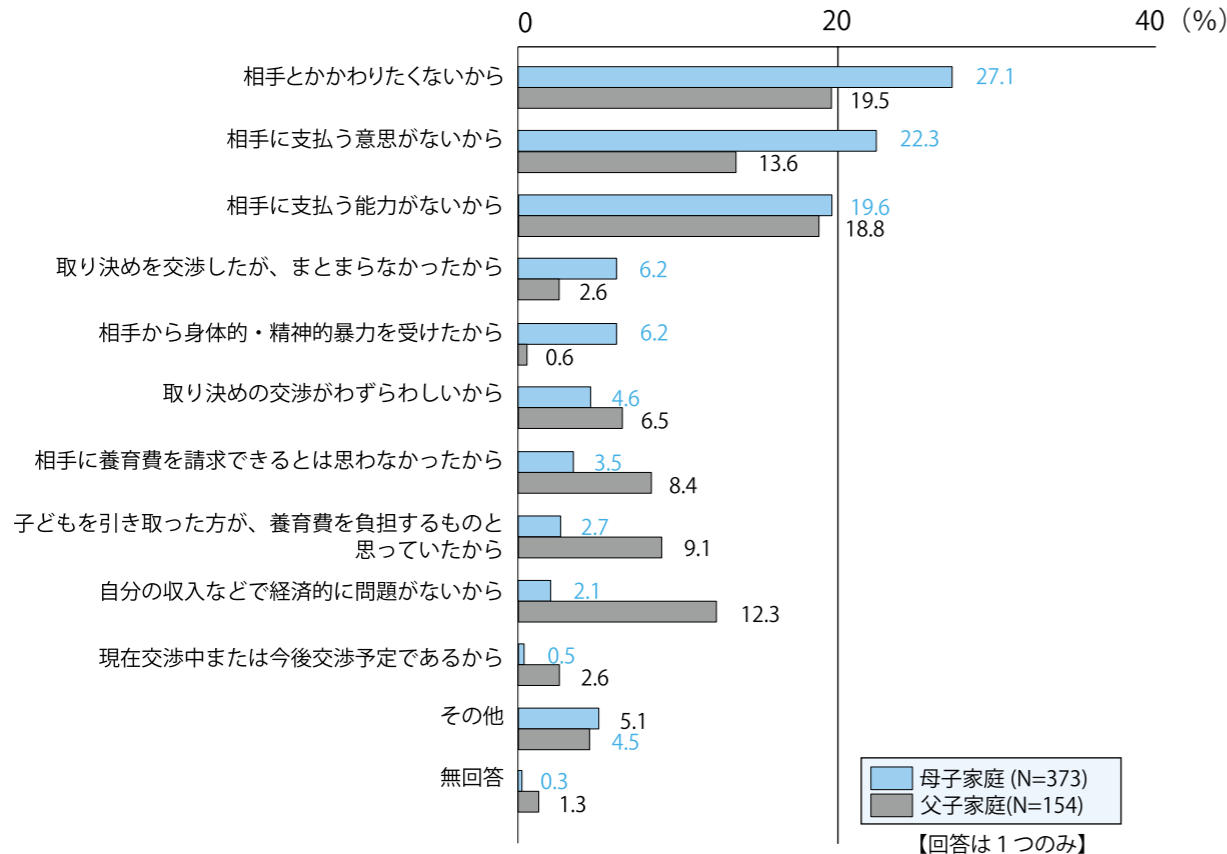


(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由

養育費の取り決めをしていない理由としては、母子家庭では「相手とかかわりたくないから」(27.1%)の割合が最も高く、次いで「相手に支払う意思がないから」(22.3%)、「相手に支払う能力がないから」(19.6%)となっている。

父子家庭では「相手とかかわりたくないから」(19.5%)の割合が最も高く、次いで「相手に支払う能力がないから」(18.8%)、「相手に支払う意思がないから」(13.6%)、「自分の収入などで経済的に問題がないから」(12.3%)となっている。

図II-5 養育費の取り決めをしていない理由

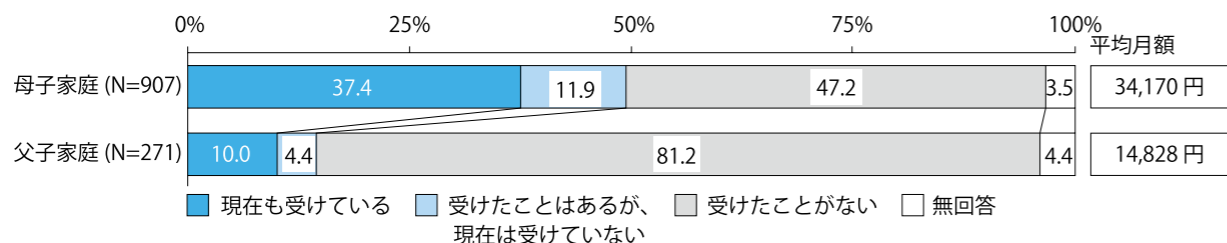


(工) 養育費の受給状況

現在の養育費の受給状況は、母子家庭では「現在も受けている」が37.4%、「受けたことはあるが、現在は受けていない」が11.9%、「受けたことがない」が47.2%となっている。養育費の平均額は、月額での受け取りの場合34,170円となっている。

父子家庭では「現在も受けている」が10.0%、「受けたことはあるが、現在は受けていない」が4.4%、「受けたことがない」が81.2%で母子家庭に比べ、高くなっている。養育費の平均額は、月額での受け取りの場合14,828円となっている。

図II-6 養育費の受給状況

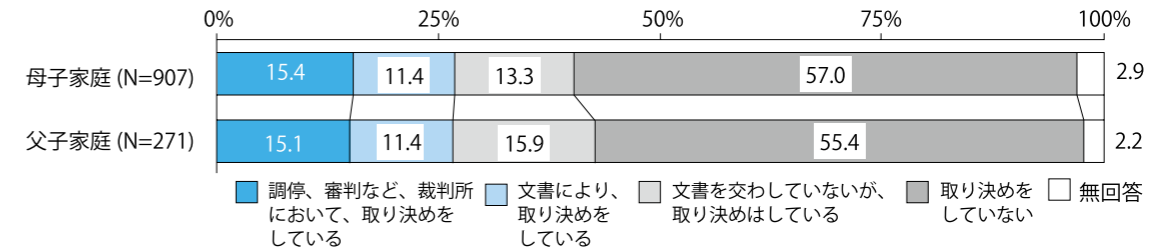


(4) 面会交流の取り決め、実施状況

(ア) 面会交流の取り決め

離婚した元配偶者との面会交流の取り決めについては、「調停、審判など、裁判所において、取り決めをしている」は母子家庭で15.4%、父子家庭で15.1%となっており、「文書により、取り決めをしている」は母子家庭、父子家庭ともに11.4%、「文書を交わしていないが、取り決めはしている」は母子家庭で13.3%、父子家庭では15.9%となっており、母子家庭、父子家庭ともに取り決めをしている割合は4割程度となっている。

図II-7 面会交流の取り決め

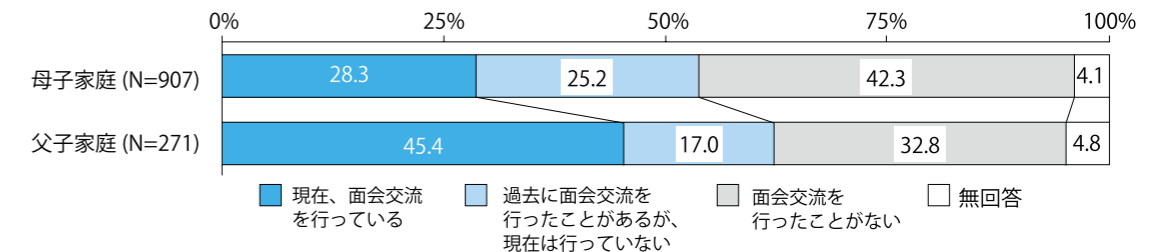


(イ) 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況については、「現在、面会交流を行っている」は、母子家庭では28.3%に対して、父子家庭では45.4%と、父子家庭の方が17.1ポイント高い。

一方で、「面会交流を行ったことがない」は母子家庭で42.3%、父子家庭では32.8%となっている。

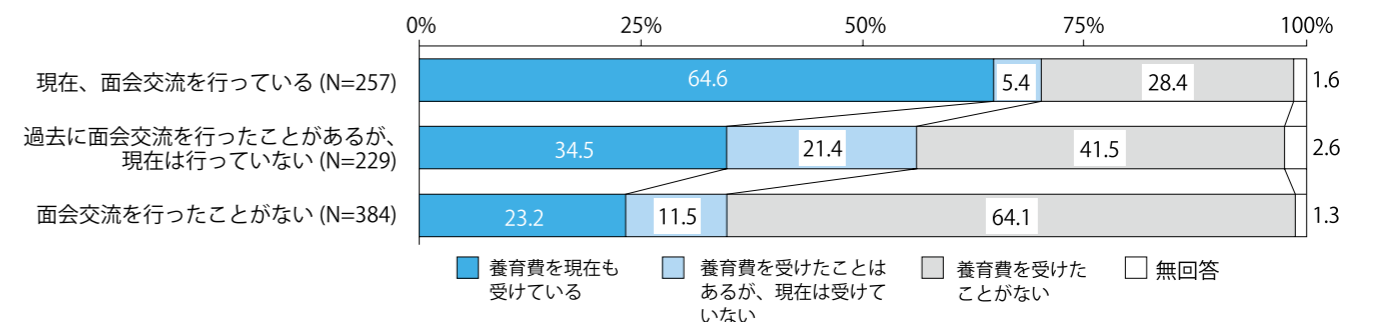
図II-8 面会交流の実施状況



(ウ) 面会交流と養育費の関係 (母子家庭)

面会交流と養育費の関係をみると、現在、面会交流を行っている母子家庭の64.6%が現在も養育費を受給しているのに対し、面会交流を行ったことがない母子家庭が養育費を受給している割合は23.2%と、面会交流を実施している母子家庭の方が、養育費を受給している割合が高い。

図II-9 面会交流と養育費の関係 (母子家庭)



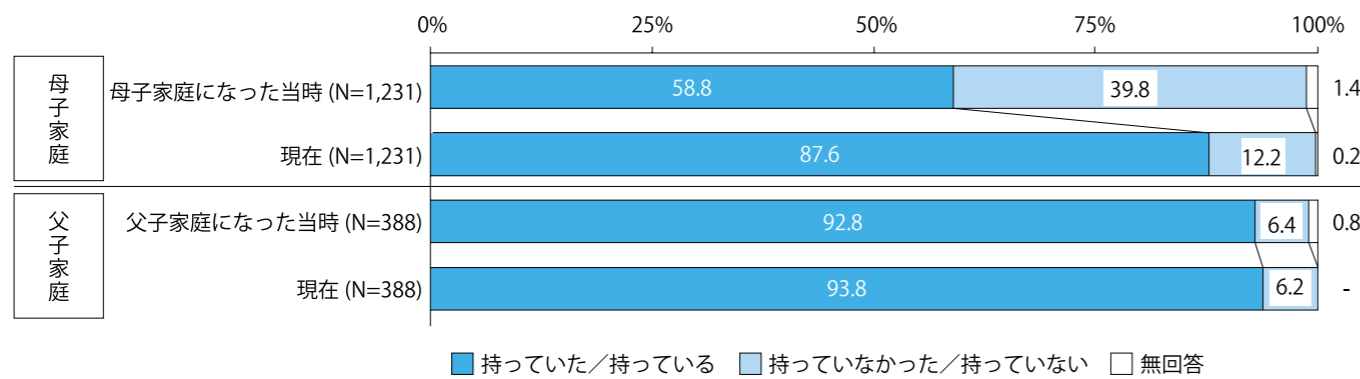
4. 仕事の状況

(1) 仕事の有無

母子家庭、父子家庭になった当時、仕事を持っていた割合は、母子家庭の母親で58.8%、父子家庭の父親で92.8%となっており、現在仕事を持っている割合は、母子家庭が87.6%、父子家庭が93.8%である。

母子家庭の母親は、母子家庭になってから仕事を持つ割合が高くなっている。

図II-10 仕事の有無

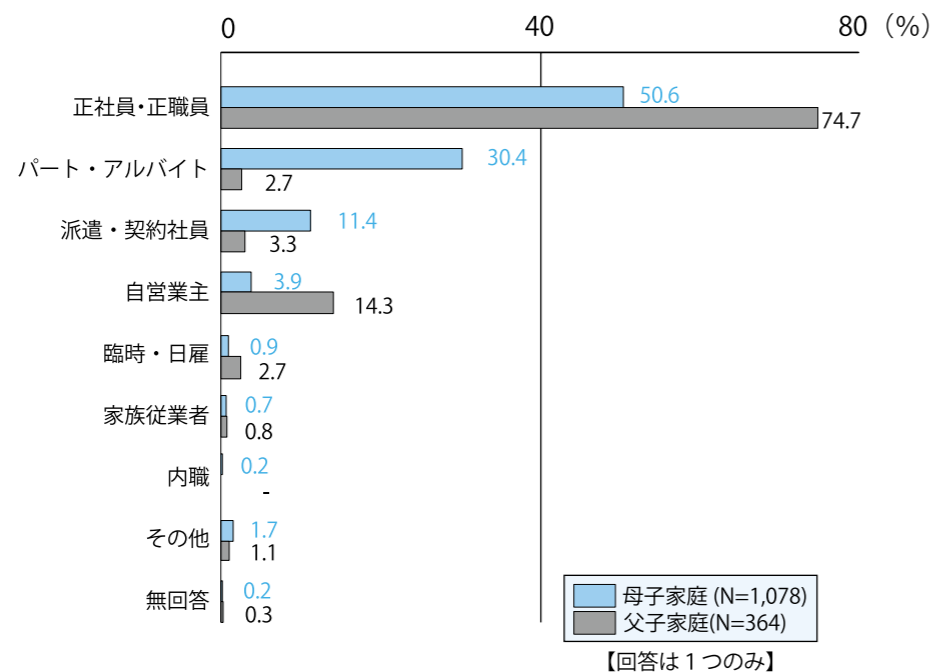


(2) 現在の就業形態

現在の就業形態は、母子家庭では「正社員・正職員」が50.6%、次いで「パート・アルバイト」が30.4%、「派遣・契約社員」が11.4%となっている。

父子家庭では「正社員・正職員」が74.7%、次いで「自営業主」が14.3%となっている。

図II-11 現在の就業形態



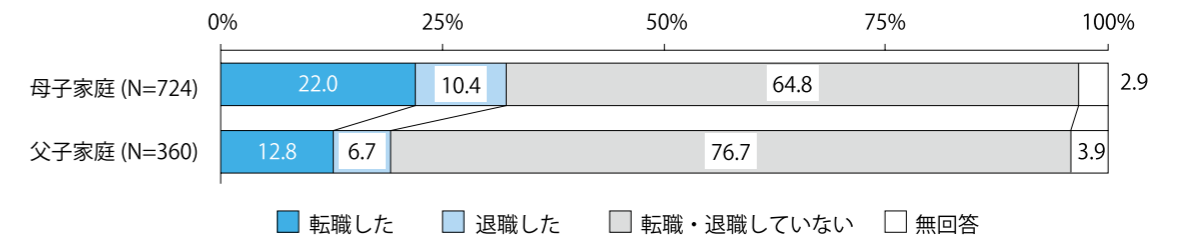
(3) 転職・退職の状況

(ア) 転職・退職の有無

母子家庭、父子家庭になったことによる転職・退職の経験をみると、母子家庭の母親では「転職した」が22.0%、「退職した」が10.4%であり、転職または退職を経験している割合が32.4%を占める。

父子家庭の父親では、「転職した」が12.8%、「退職した」が6.7%であり、転職または退職を経験している割合が19.5%と、母子家庭に比べ低くなっている。

図II-12 転職・退職の有無

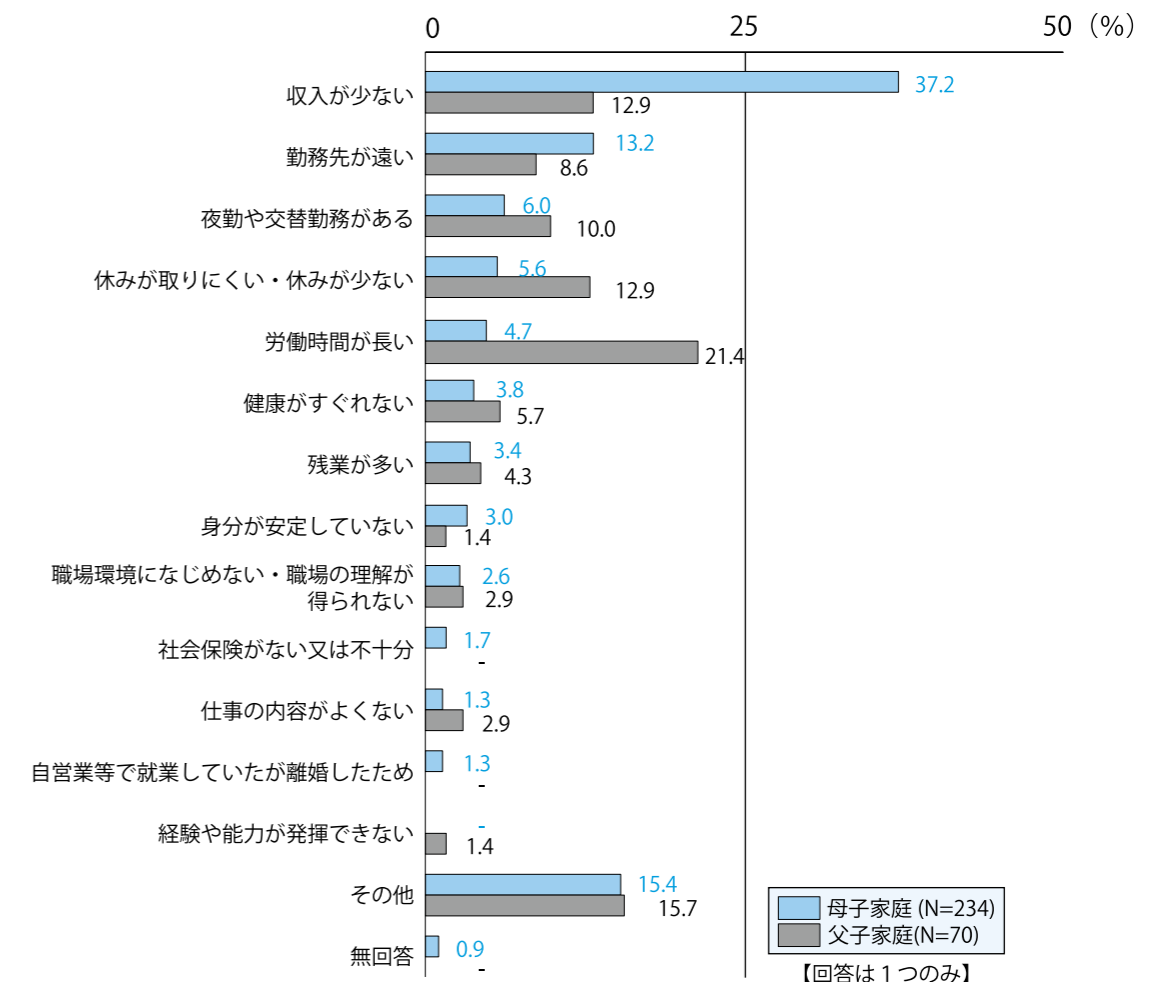


(イ) 転職・退職の理由

転職した又は退職した理由は、母子家庭では「収入が少ない」が37.2%を占め、次いで「勤務先が遠い」が13.2%となっている。

父子家庭では「労働時間が長い」が21.4%で最も割合が高く、次いで「休みが取りにくい・休みが少ない」「収入が少ない」が、いずれも12.9%で続いている。

図II-13 転職・退職の理由



(4) 仕事による収入

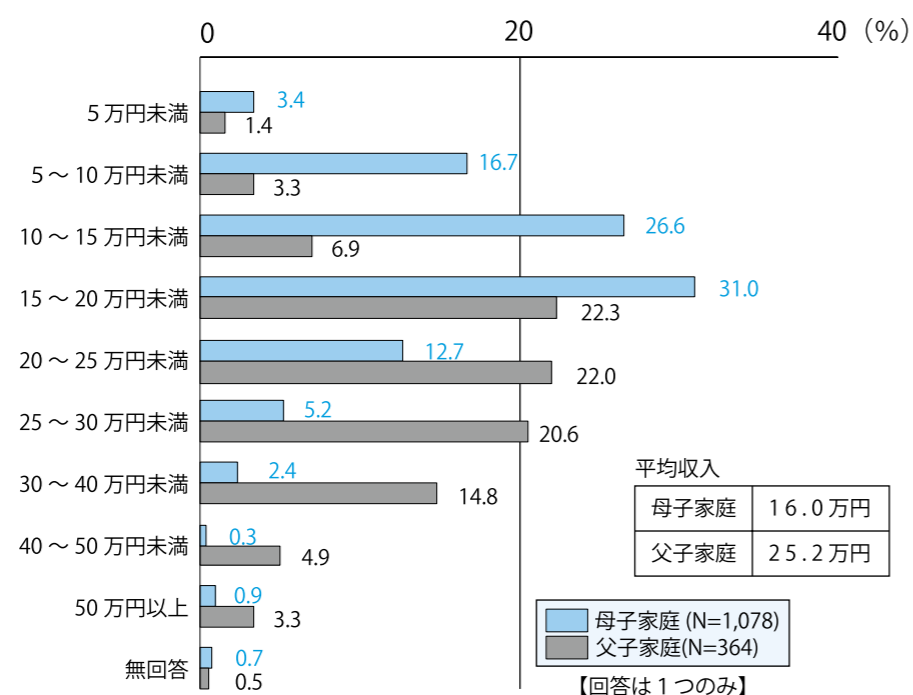
仕事による1か月あたりの収入（手取り：ボーナスなどは除く）は、母子家庭では「15～20万円未満」が31.0%で最も割合が高く、次いで「10～15万円未満」が26.6%で続いており、1か月あたりの手取り収入額は平均で16.0万円となっている。

父子家庭でも「15～20万円未満」が22.3%で最も割合が高く、次いで「20～25万円未満」が22.0%で続いており、1か月あたりの手取り収入額は平均で25.2万円となっている。

母子家庭と父子家庭では平均額で約9.2万円の差がみられる。

なお、前回調査と比較すると、母子家庭の平均額は9,000円増加し、父子家庭では6,000円増加している。

図II-14 仕事による1か月の収入額



※平均は「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円など、それぞれ中間値をとり、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

5. 住宅の状況

(1) 住居形態

現在住んでいる住居の形態は、母子家庭では「民間借家・アパートなど」(35.0%)の割合が最も高く、次いで「家族名義の持ち家」(26.2%)、「自分名義の持ち家」(15.7%)、「県営住宅・市町村営住宅」(13.0%)と続いている。「自分名義の持ち家」と「家族名義の持ち家」を合わせた『持ち家』の割合は41.9%となっている。

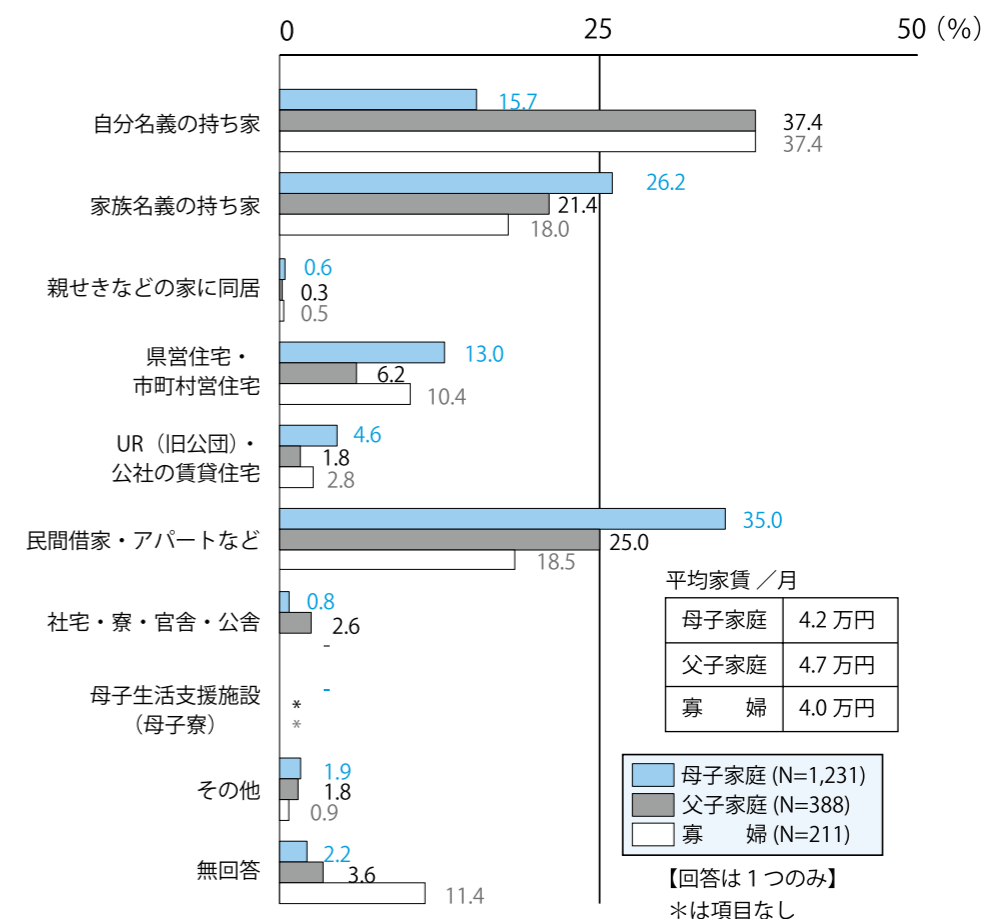
父子家庭では、「自分名義の持ち家」(37.4%)の割合が最も高く、次いで「民間借家・アパートなど」(25.0%)、「家族名義の持ち家」(21.4%)となっている。また、『持ち家』の割合が58.8%と6割近くを占めている。

寡婦では、「自分名義の持ち家」(37.4%)の割合が最も高く、「家族名義の持ち家」(18.0%)と合わせた『持ち家』の割合が55.4%を占める。

『借家』の1か月の家賃平均額は母子家庭で4.2万円、父子家庭では4.7万円、寡婦では4.0万円となっている。

前回調査と比較すると、母子家庭では3,000円増加、父子家庭では5,000円増加、寡婦では4,000円増加となっている。

図II-15 住居形態



※家賃の平均は「1万円未満」は5,000円、「1万～2万円未満」は1万5,000円など、それぞれ中間値をとり、「7万円以上」は7万円とし、「支払っていない」と無回答を除いた標本数で算出した。

6. 生計の状況

(1) 主たる収入源

主たる収入源としては、母子家庭、父子家庭とも「自分の主な仕事による収入」の割合が最も高く、母子家庭で82.4%、父子家庭で93.0%となっている。寡婦では「自分の主な仕事による収入」が57.8%となっており、「年金（遺族基礎年金など）」(31.8%)の割合が、母子家庭や父子家庭に比べ高くなっている。

表Ⅱ-7 主たる収入源 (%)

	標本数	自分の主な仕事による収入	子どもや家族の仕事による収入	生活保護	年金 (遺族基礎年金など)	慰謝料・養育費など	その他	無回答
母子家庭	1,231	82.4	3.2	3.9	3.3	1.2	4.8	1.1
父子家庭	388	93.0	1.0	2.6	2.1	-	1.3	-
寡婦	211	57.8	6.2	1.9	31.8	-	1.9	0.5

(2) 世帯の年間税込み収入

世帯の年間税込み収入の平均額は、母子家庭では「200～300万円」が23.2%で最も割合が高く、次いで「150万円未満」が18.4%となっており、1世帯平均年収は289万円となっている。

父子家庭では、「500～700万円未満」が21.1%で最も割合が高く、次いで「300～400万円未満」が17.8%で続いており、1世帯平均年収は470万円となっている。

寡婦では「200～300万円未満」が17.5%で最も割合が高く、次いで「300～400万円」が15.6%となっており、1世帯平均年収は389万円となっている。

表Ⅱ-8 世帯の年間税込み収入 (%)

	標本数	150万円未満	150～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～700万円未満	700～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答	平均(万円)
母子家庭	1,231	18.4	18.0	23.2	16.9	6.9	7.1	2.4	1.3	5.9	289
父子家庭	388	6.4	8.2	11.3	17.8	15.2	21.1	11.9	3.6	4.4	470
寡婦	211	10.9	13.3	17.5	15.6	11.8	14.2	7.1	2.8	6.6	389

※平均は「150万円未満」は75万円、「150～200万円未満」は175万円など、それぞれ中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

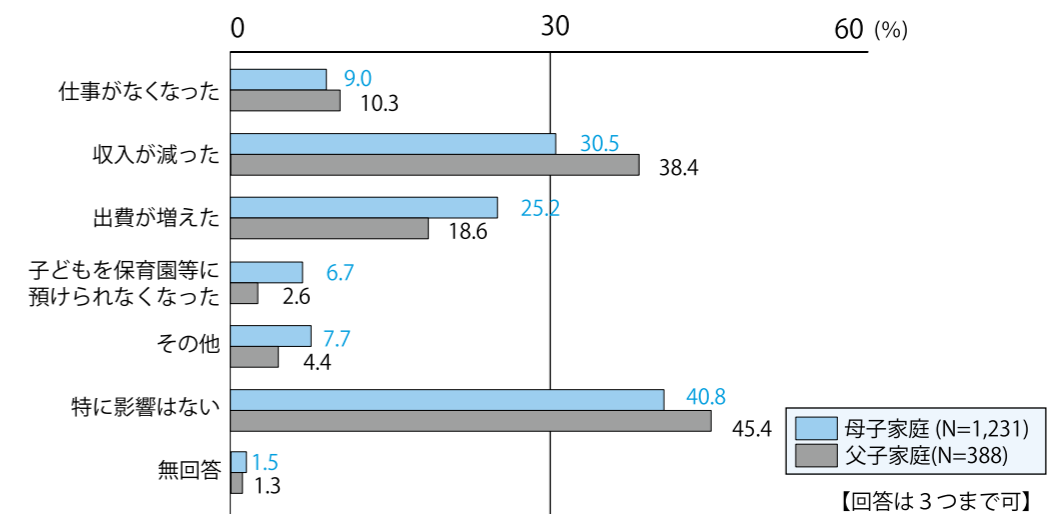
7. 新型コロナウイルス感染症による影響について

(1) 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症による影響では、母子家庭、父子家庭ともに「特に影響はない」が最も高く、母子家庭が40.8%、父子家庭が45.4%となっている。

影響があった項目についても、母子家庭、父子家庭ともに「収入が減った」が最も高く、母子家庭が30.5%、父子家庭が38.4%となっており、母子家庭に比べ父子家庭が7.9ポイント高くなっている。

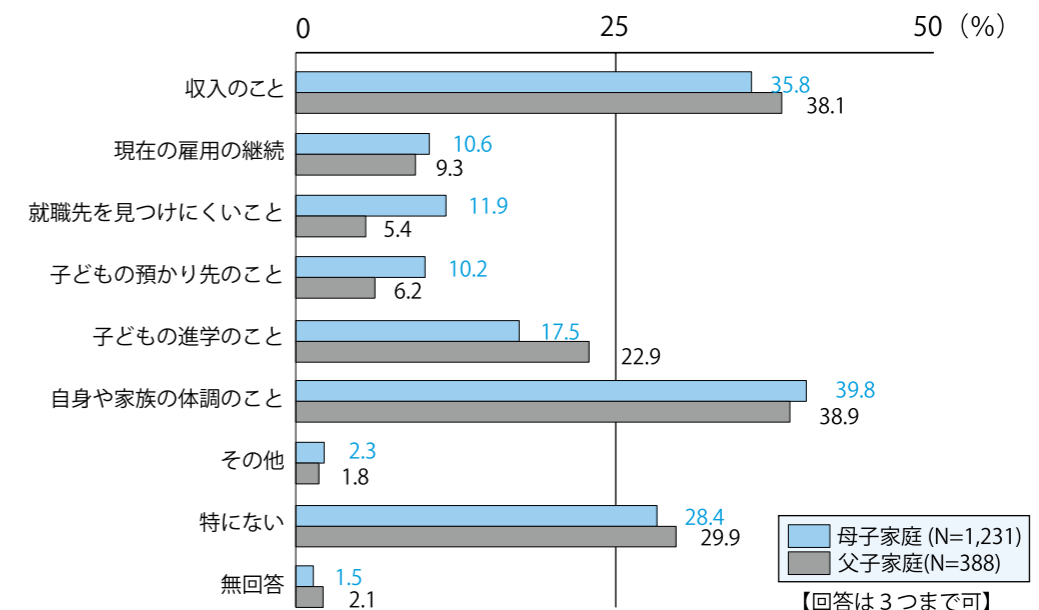
図Ⅱ-16 新型コロナウイルス感染症による影響【複数回答】



(2) 新型コロナウイルス感染症による影響で困っていること

新型コロナウイルス感染症による影響で困っていることでは、母子家庭、父子家庭ともに「自身や家族の体調のこと」が最も高く、母子家庭が39.8%、父子家庭が38.9%となっている。母子家庭、父子家庭ともに、上位3位までの項目は「自身や家族の体調のこと」「収入のこと」「子どもの進学のこと」となっている一方、「特になし」も、母子家庭、父子家庭ともに3割近くを占めている。

図Ⅱ-17 新型コロナウイルス感染症による影響で困っていること【複数回答】



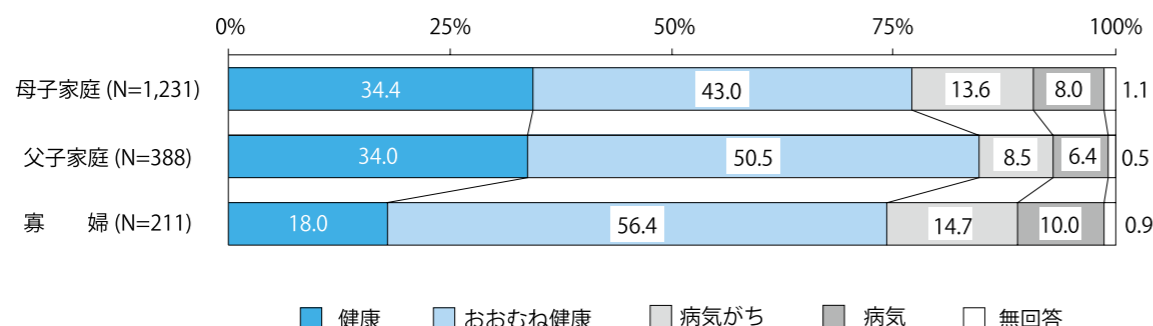
8. 健康状態

(1) 健康状態

健康状態として、「健康」「おおむね健康」を合わせた『健康』の割合は、母子家庭で77.4%、父子家庭で84.5%となっている。また、母子家庭では「病気がち」「病気」を合わせた割合が21.6%と、父子家庭の14.9%より6.7ポイント高い。

寡婦では、『健康』が74.4%、「病気がち」「病気」を合わせた割合が24.7%となっている。

図Ⅱ-18 健康状態

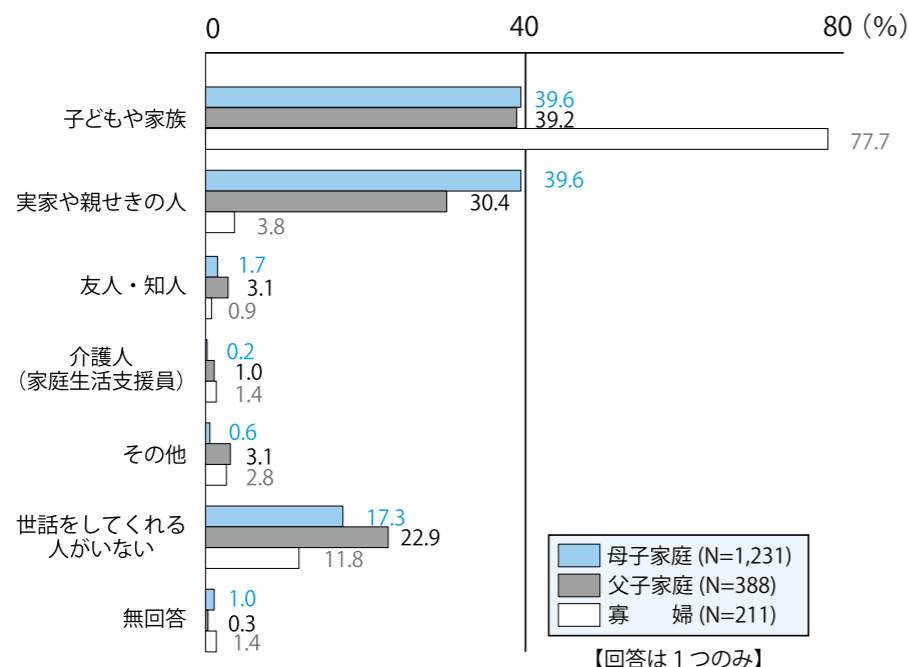


(2) 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話

母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話については、母子家庭で「子どもや家族」「実家や親せきの人」の割合がともに39.6%で最も高く、父子家庭では「子どもや家族」が39.2%、「実家や親せきの人」が30.4%となっている。一方、「世話をしてくれる人がいない」の割合は、母子家庭で17.3%、父子家庭で22.9%を占める。

寡婦では、「子どもや家族」が77.7%と多くを占めている。一方、「世話をしてくれる人がいない」の割合は11.8%である。

図Ⅱ-19 母親・父親が病気の時の本人の身の回りの世話

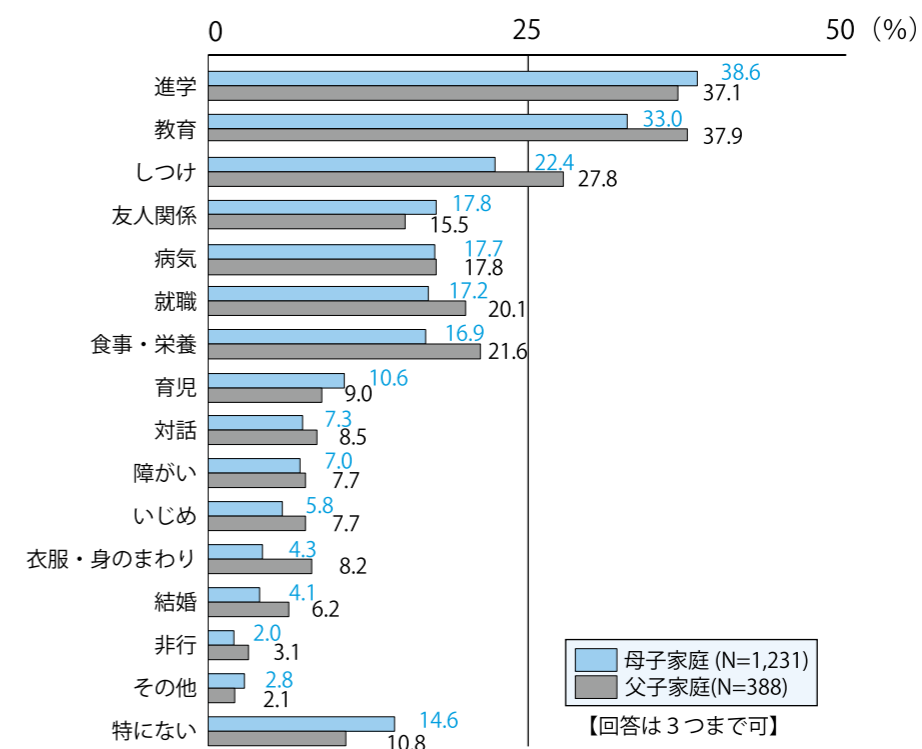


9. 子どもの状況

(1) 子どもについての悩み

子どもについての悩みでは、母子家庭では「進学」が38.6%、「教育」が33.0%、「しつけ」が22.4%と高い割合を占めている。父子家庭でも「教育」が37.9%、「進学」が37.1%、「しつけ」が27.8%となっており、いずれも教育に関する内容が高い割合を占めている。

図Ⅱ-20 子どもについての悩み [複数回答]

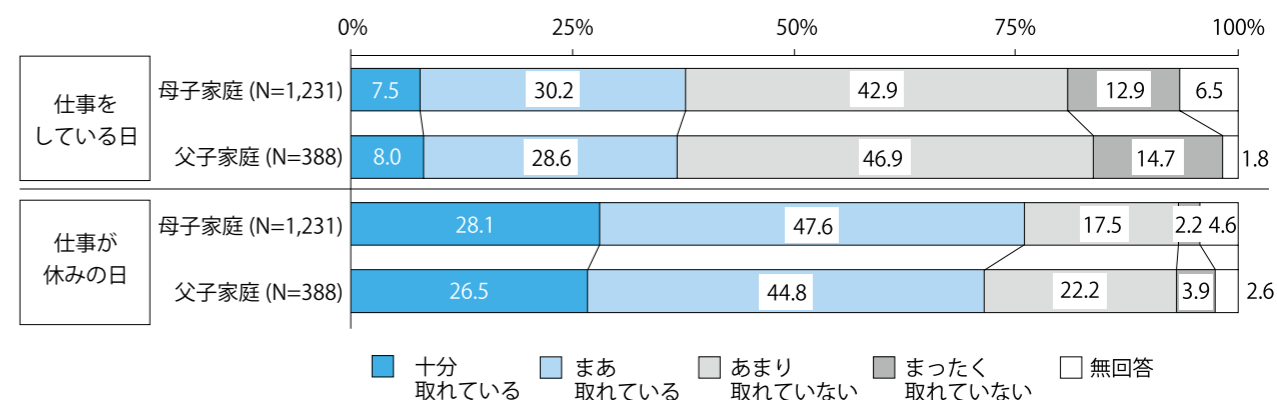


(2) 子どもと一緒に過ごす時間

子どもと一緒に過ごす時間が「十分取れている」「まあ取れている」を合わせた『取れている』の割合は、仕事をしている日では母子家庭で37.7%、父子家庭で36.6%となっており、大きな差はみられない。

一方、仕事は休みの日では母子家庭で75.7%、父子家庭で71.3%と、いずれも仕事をしている日に比べて高くなっているが、母子家庭の方でやや割合が高い。

図Ⅱ-21 子どもと一緒に過ごす時間

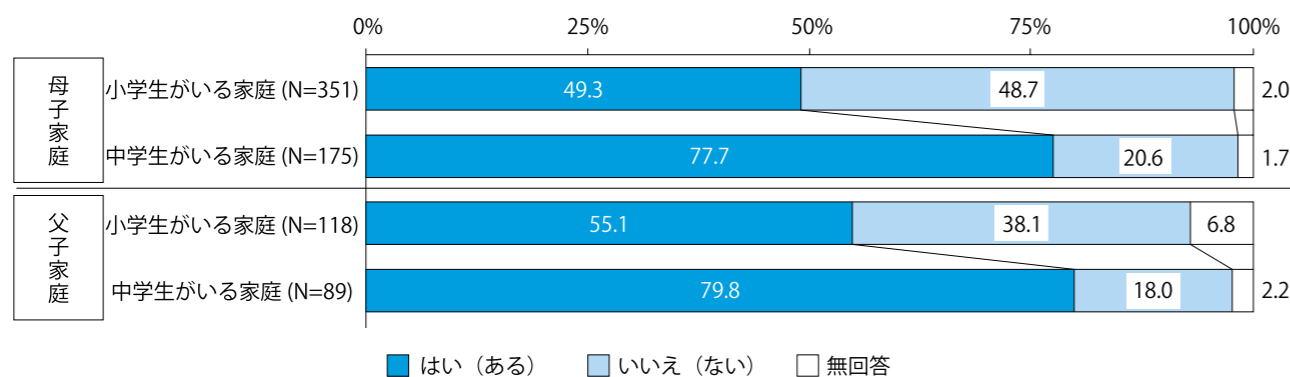


(3) 学校が終わった後、子どもがひとりになる時間

(ア) 子どもがひとりになる（子どもだけになる）時間の有無

子どもがひとりになる時間があるとする割合は、小学生では母子家庭で49.3%、父子家庭で55.1%となっており、中学生では母子家庭で77.7%、父子家庭で79.8%と、小学生に比べて中学生の方が高くなっている。また、小学生、中学生とも父子家庭が母子家庭より高くなっている。

図Ⅱ-22 子どもがひとりになる時間の有無



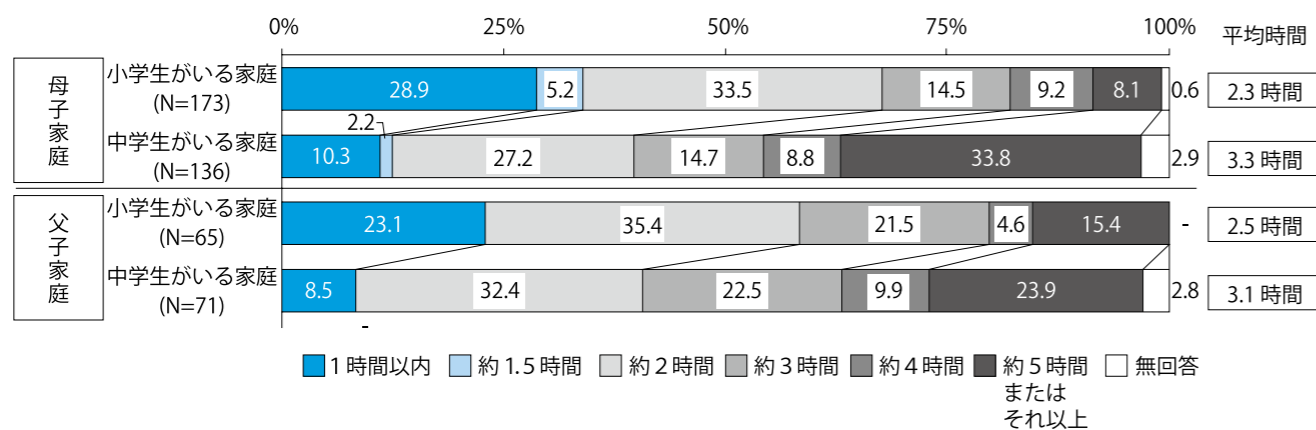
(イ) 子どもがひとりになる（子どもだけになる）時間

小学生の子どもがひとりになる時間については、「約2時間」が母子家庭（33.5%）、父子家庭（35.4%）ともに最も割合が高く、「1時間以内」「1.5時間」「約2時間」を合わせた『約2時間まで』で母子家庭は67.6%、父子家庭は58.5%と5割を超えている。一方、「約3時間」「約4時間」「約5時間またはそれ以上」を合わせた『約3時間以上』ひとりになる時間がある世帯も母子家庭は31.8%、父子家庭は41.5%と3割以上ある。

中学生の子どもでは、母子家庭で「約5時間またはそれ以上」（33.8%）、父子家庭で「約2時間」（32.4%）が最も高くなっている。

『約3時間以上』の割合は母子家庭（57.3%）、父子家庭（56.3%）ともに5割を超えており、小学生と比較して高くなっている。

図Ⅱ-23 子どもがひとりになる時間



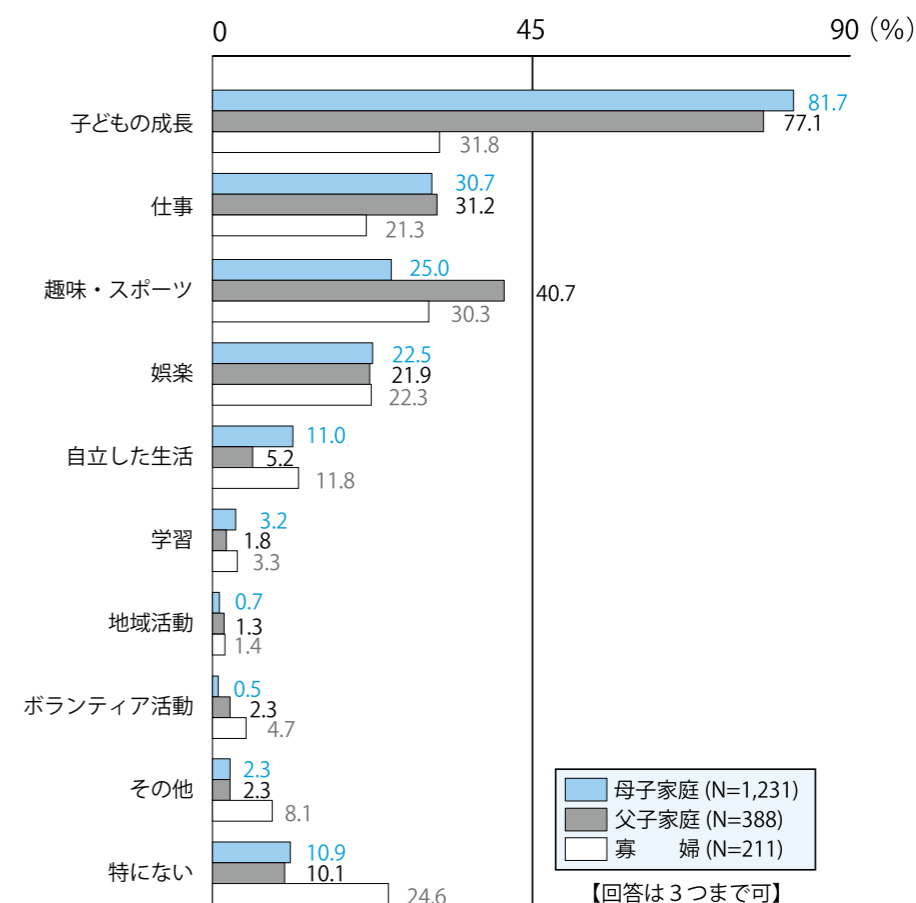
10. 生活状況

(1) 生きがいの対象

毎日の生活で生きがいを感じることは、母子家庭、父子家庭とも「子どもの成長」の割合が最も高く、母子家庭で81.7%、父子家庭で77.1%となっている。

次いで、母子家庭では「仕事」（30.7%）、「趣味・スポーツ」（25.0%）、「娯楽」（22.5%）と続き、父子家庭では「趣味・スポーツ」（40.7%）、「仕事」（31.2%）、「娯楽」（21.9%）が続いている。母子家庭では「子どもの成長」の割合が父子家庭に比べ4.6ポイント高く、父子家庭では「趣味・スポーツ」に生きがいを感じる人の割合が15.7ポイント高くなっている。

図Ⅱ-24 生きがいの対象【複数回答】



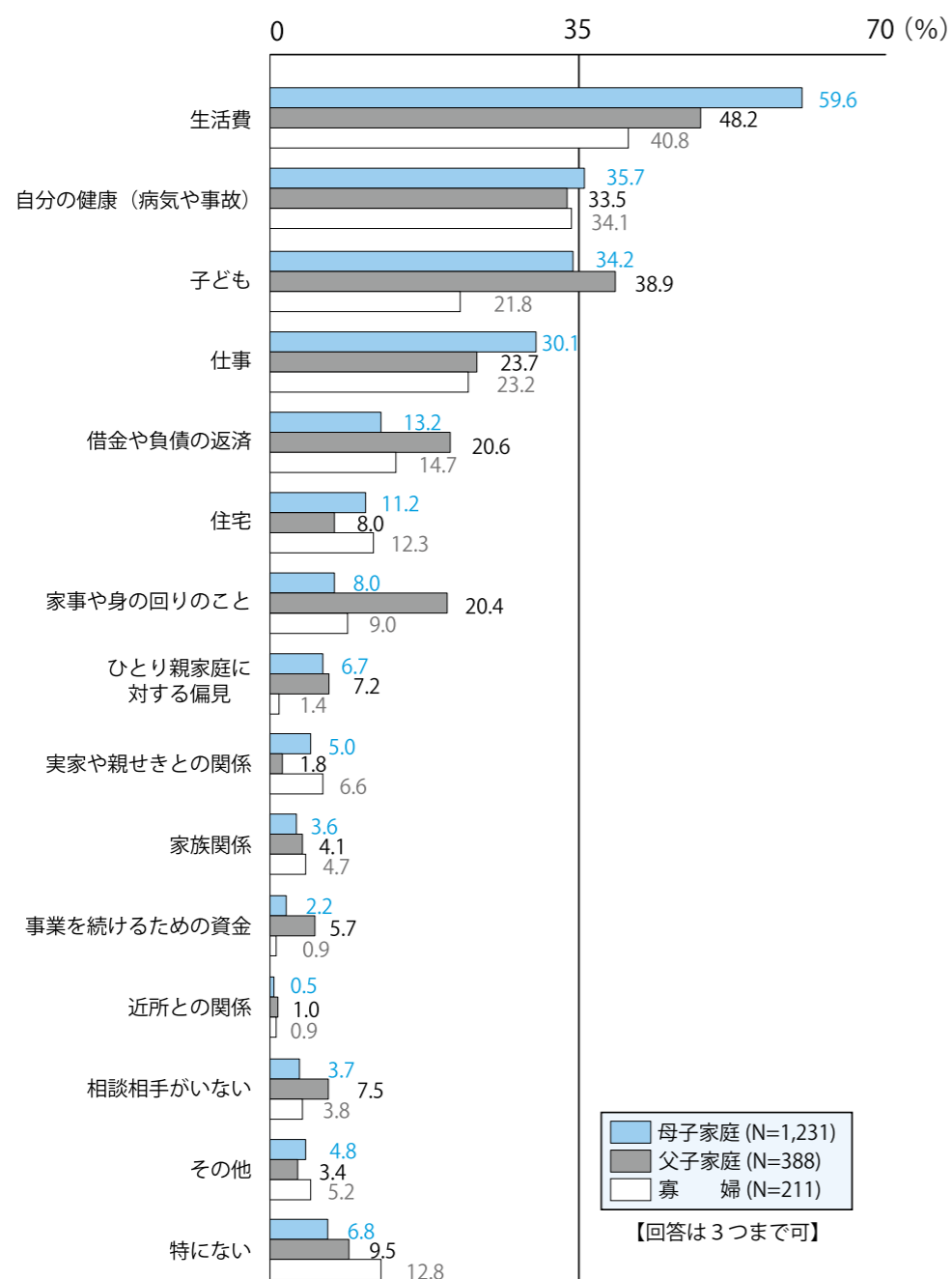
(2) 生活上の不安や悩み

生活上の不安や悩みでは母子家庭、父子家庭ともに「生活費」の割合が最も高く、母子家庭では父子家庭に比べ11.4ポイント高くなっている。母子家庭ではこれに次いで、「自分の健康(病気や事故)」が35.7%、「子ども」が34.2%で続いている。父子家庭では、「子ども」が38.9%、「自分の健康(病気や事故)」が33.5%で続いている。

このほか、母子家庭では「仕事」(30.1%)、父子家庭では「仕事」(23.7%)、「借金や負債の返済」(20.6%)、「家事や身の回りのこと」(20.4%)の割合が高くなっている。

寡婦では、「生活費」(40.8%)に続き、「自分の健康(病気や事故)」(34.1%)、「仕事」(23.2%)の割合が高くなっている。

図Ⅱ-25 生活上の不安や悩み【複数回答】



※寡婦の「自分の健康(病気や事故)」:「病気や事故」の数値

(3) 相談相手

困った問題が起きた時の相談相手は、母子家庭では「友人・知人」の割合が51.4%で最も高く、次いで「実家や親せきの人」が43.5%、「子どもや家族」が35.9%となっている。一方、「自分で解決している」の割合は23.4%であった。

父子家庭では「実家や親せきの人」の割合が39.7%で最も高く、次いで「友人・知人」が33.5%、「子どもや家族」が28.6%で続いている。「自分で解決している」は30.7%であった。

父子家庭では、母子家庭に比べ「自分で解決している」の割合が7.3ポイント高くなっている。

表Ⅱ-9 相談相手

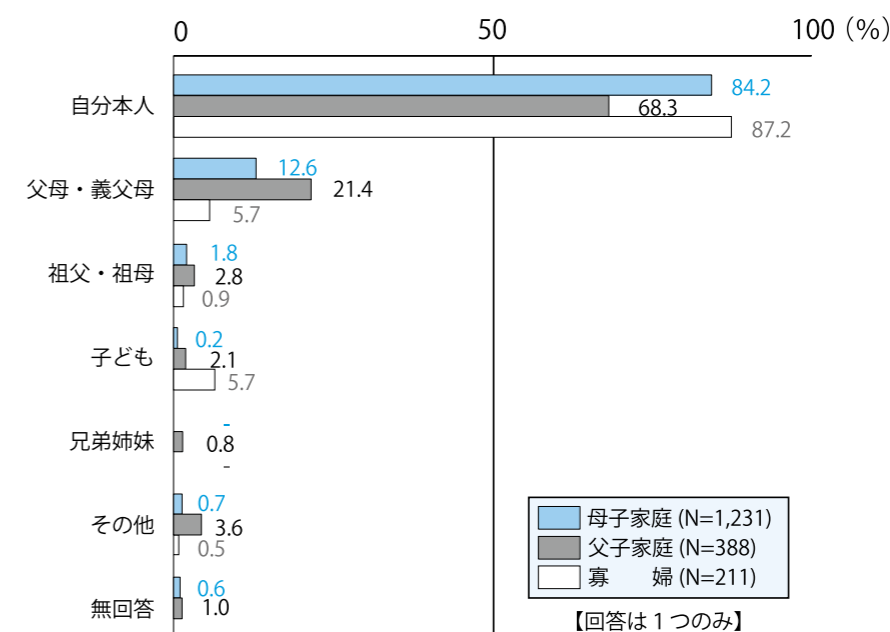
	標本数	子どもや家族	実家や親せきの人	近所の人	友人・知人	他のひとり親家庭などの人	母子・父子福祉センター	母子・父子(保健福祉課など)	各区役所	民生・児童委員	その他	自分で解決している	相談相手がない	相談窓口が分からない	問題が起きたことはない	無回答
母子家庭	1,231	35.9	43.5	0.6	51.4	2.8	1.2	5.2	0.2	2.5	23.4	7.5	1.4	0.6	0.9	
父子家庭	388	28.6	39.7	1.0	33.5	0.3	2.3	3.4	1.0	4.1	30.7	17.0	5.4	1.5	1.5	
寡婦	211	71.6	19.0	1.4	31.8	-	0.5	3.8	0.5	5.2	27.0	6.6	5.7	1.4	0.9	

※「他のひとり親家庭などの人」の数値
母子家庭・寡婦:「他の母子家庭などの人」
父子家庭:「他の父子家庭などの人」

(4) 家事を担当している人

日常の家事を担当している人は、母子家庭では「自分本人(母子家庭の母本人)」が84.2%と大半を占めている。父子家庭でも「自分本人(父子家庭の父本人)」が68.3%で最も高い割合となっているが、母子家庭に比べると低く、ほかに「父母・義父母」(21.4%)の割合が高くなっている。

図Ⅱ-26 家事を担当している人



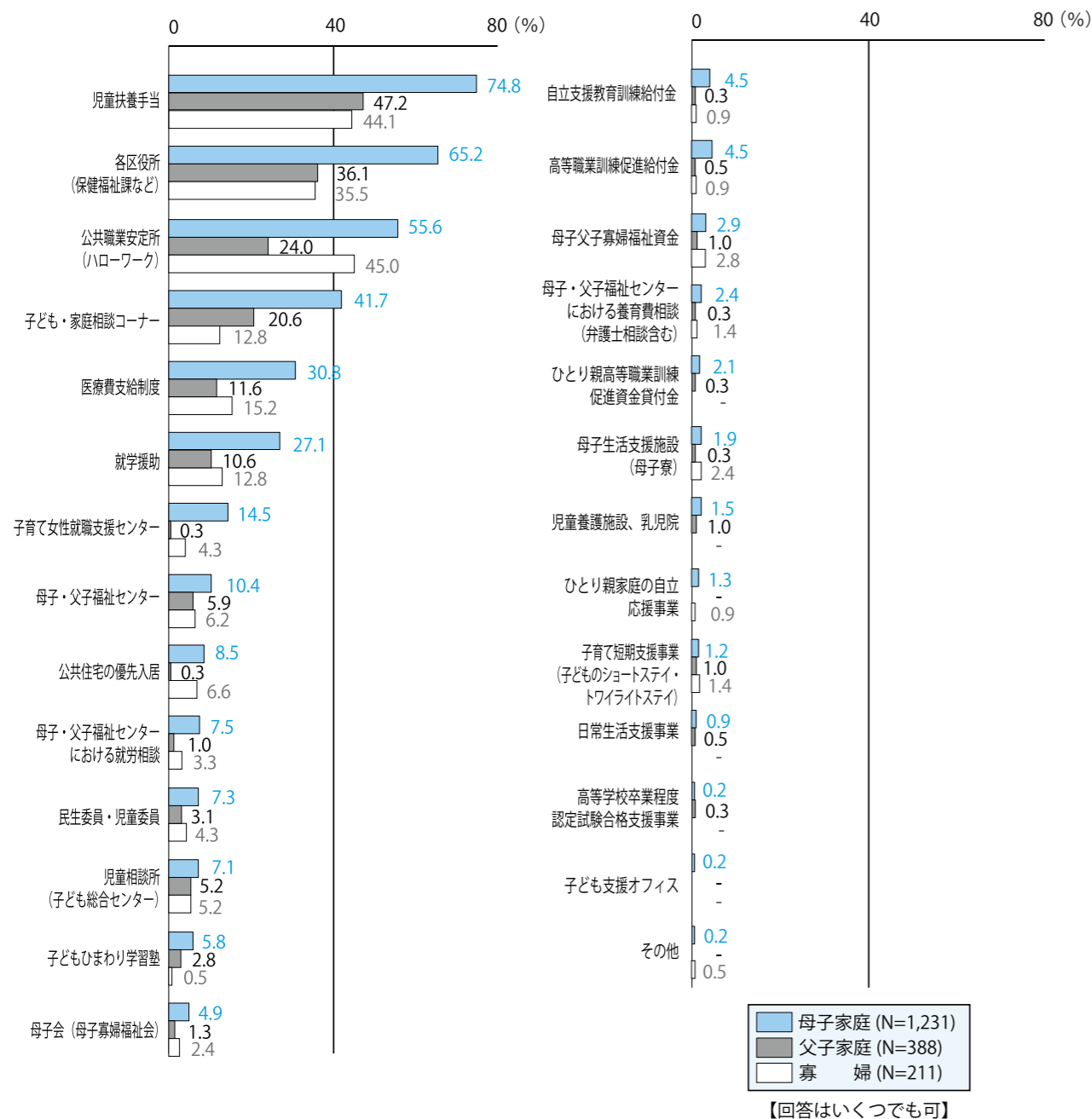
11. 公的機関や制度の利用状況

公的機関や制度（福祉施策）の利用状況をみると、母子家庭では「児童扶養手当」が74.8%で最も割合が高く、次いで「各区役所（保健福祉課など）」（65.2%）、「公共職業安定所（ハローワーク）」（55.6%）が続いている。

父子家庭でも母子家庭と同様に「児童扶養手当」が47.2%と高く、次いで「各区役所（保健福祉課など）」（36.1%）、「公共職業安定所（ハローワーク）」（24.0%）、「子ども・家庭相談コーナー」（20.6%）が続いている。

母子家庭、父子家庭ともに上位項目に差はみられないが、多くの項目で母子家庭の方が利用したことがある割合が高くなっており、様々な公的機関や制度を利用している状況がうかがえる。

図Ⅱ-27 制度の利用状況【複数回答】



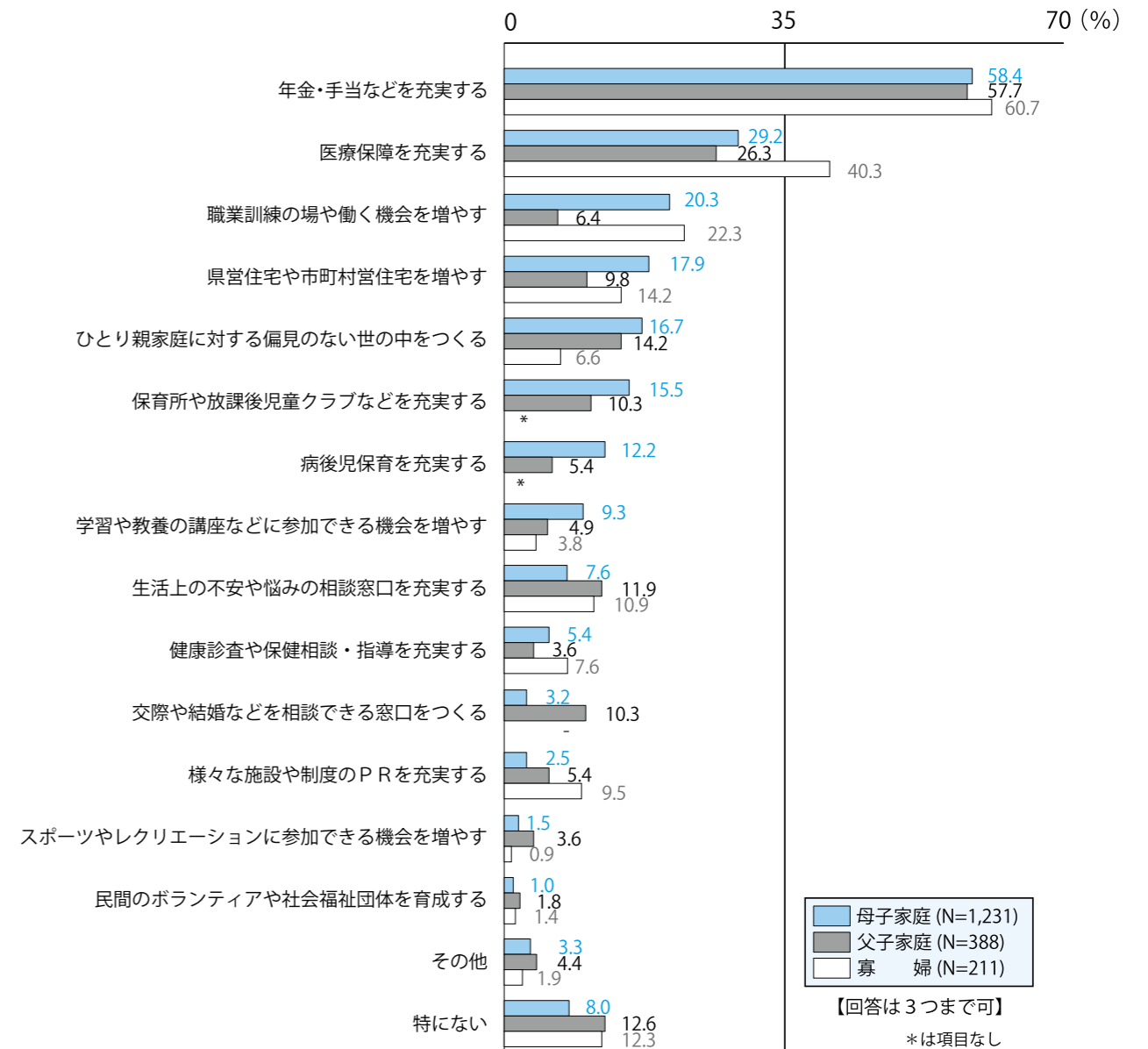
12. 行政機関に対する要望

国や県・市町村など行政機関に対する要望では、母子家庭では「年金・手当などを充実する」が58.4%で最も割合が高く、次いで「医療保障を充実する」（29.2%）、「職業訓練の場や働く機会を増やす」（20.3%）、「県営住宅や市町村営住宅を増やす」（17.9%）が続いている。

父子家庭でも、母子家庭と同様に「年金・手当などを充実する」が57.7%で最も割合が高く、次いで「医療保障を充実する」（26.3%）、「父子家庭に対する偏見のない世の中をつくる」（14.2%）が続いている。

寡婦でも「年金・手当などを充実する」が60.7%で最も割合が高く、次いで「医療保障を充実する」（40.3%）、「職業訓練の場や働く機会を増やす」（22.3%）、「県営住宅や市町村営住宅を増やす」（14.2%）が続いている。上位項目である年金・手当などの充実、医療保障の充実に関しては母子家庭、父子家庭に比べ割合が高くなっている。

図Ⅱ-28 行政機関に対する要望【複数回答】



※「ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる」の数値
母子家庭：「母子家庭に対する偏見のない世の中をつくる」
父子家庭：「父子家庭に対する偏見のない世の中をつくる」
寡婦：「母子家庭や寡婦家庭などに対する偏見のない世の中をつくる」

概要版 令和3年度

北九州市ひとり親家庭等実態調査報告書

北九州市子ども家庭局
子育て支援部子育て支援課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2410

北九州市
印刷物
登録番号

第2112057B号